6．雇用対策

雇用動向についての情報の収集、分析を迅速かつ的確に行うとともに、失業を伴わない労働移動の円滑化を図り、併せて、雇用調整助成金の支給対象となる業種の指定基準の緩和に係る暫定措置を設け、業種指定を機動的に行うことにより、事業転換や能力向上のための教育訓練、出向、一時休業による雇用維持を図る。

7．生活ニーズの多様化への対応

(1) 民生分野を中心とした新規需要の開拓

民生分野を中心とした新規需要の開拓に向け、最新の技術動向（例　マルチメディア技術、革新的合繊技術）を踏まえた製品、システムや新しいライフスタイルに対応した製品、サービスに係る潜在的ニーズの探究や将来展望の検討を行う。

(2) 利用者の立場に立った行政の情報化等

利用者の立場に立った行政情報システムの整備等を目指し、国、地方公共団体等の情報関連機器の導入等を促進するため、各省庁会議等の機会を通じた情報化投資の促進の呼びかけ等を行う。

(3) 消費者信用の適切な活用

支払期限に係る条件の緩和等消費者信用の適切な活用策について早急に検討し、可能なものから速やかに実施する。

(4) 集客努力による購買意欲の喚起

流通業の活性化、各種イベントの積極的活用等を通じて購買意欲の喚起を図る。

8．輸入の促進

(1) 外貿ターミナル等輸入インフラの整備を推進するとともに、輸入促進地域（フォーリン・アクセス・ゾーン）の整備を促進する。また、これと関連して総合保税地域制度の積極的な活用を図る。

(2) 外国企業の対日輸出努力を支援するためのビジネス・サポーティング・センターを設置する等日本貿易振興会の輸入促進機能の強化を図る。

(3) 一層の輸入促進を図るための特別の措置として、日本開発銀行等の輸入体制整備融資及び日本輸出入銀行の製品輸入金融の金利の引下げを図る等輸入促進のための政策金融を拡充する。

(4) 政府の施設等の整備に係る政府調達において、外国製品の輸入が行われるよう配慮する。

(5) 市場アクセスの改善を図る観点から、ＯＴＯの活動の充実を図る。

9．金融システムの安定性の確保

金融機関に対し、従来以上の徹底した合理化努力を前提としつつ、金融システムの安定性の確保と資金の円滑な供給を図るべく金融機関自身が総力を挙げて取り組むよう要請するとともに、政府としても、以下のような対策を講ずることとする。

(1) 金融機関の不良資産問題

① 民間金融機関の協調による、担保不動産の流動化のための方策の検討を急ぎ、遅くとも年内に具体的成案を得る。

② 金融をとりまく環境の変化を踏まえ、金融機関の不良資産の迅速かつ的確な処理が図れるよう、税務上の取扱いについて実態に即した運用を行うとともに、国税当

局の審理体制を整備する。

③　金融制度調査会における不良資産額の積極的な開示・公表の検討を踏まえ、本年度決算期より各金融機関が不良資産額のディスクロージャーを実施することを期待する。なお、今中間決算時点での不良資産額については、その概況を本年３月末時点と同様に取りまとめ、公表する。

④　住宅金融専門会社、ノンバンク等の個別問題については、その処理方針の早期確定と計画的・段階的処理に向けての関係者の一層の努力を要請する。

(2)　金融機関の融資対応力の確保

金融機関の融資対応力を確保し、資金の円滑な供給を図り、貸し渋りという事態が生じることのないよう、以下のような対策を講ずる。なお、これらの措置により、平成５年３月末のＢＩＳ自己資本比率最終基準（８％以上）への対応が可能となるものと考えられる。

①　永久劣後債及び強制転換権付劣後転換社債などの導入が行われているところであるが、今後とも、永久劣後ローンなどの新たな自己資本充実手段の拡充を図る。

②　債権の流動化の手段について、新たに信託方式を活用するなど一層の多様化に努める。

(3)　金融制度改革の実施

金融機関が自主的な判断に基づき選択した経営路線に従って、経営上の創意工夫を発揮し、自らの特性をいかしつつ、金融環境の変化に対応した業務の展開を行えるよう、先般成立した金融制度改革法の着実かつ円滑な実施を図る。

10.　証券市場の活性化等

証券市場が企業の長期資金の調達及び国民の資産形成の場として本来の機能を果たせるよう、安定的で活力ある市場の確立に向けて、以下のような株式運用規制の緩和等の対策を講じ、個人及び機関投資家等の株式市場への参加を促進する。

(1) 株式運用規制の見直し

① 公的資金（郵貯、簡保等）による簡易保険福祉事業団等を通じる単独運用指定金銭信託（指定単）への運用について、その株式組入れ比率の制限を設けない新たな指定単を設けるとともに、財政投融資計画の資金運用事業の資金に１兆１，２００億円の追加を行う。

これに４年度財政投融資計画に資金運用事業として計上されている分から設定されるものを併せ、新たな指定単へ運用される額は２兆８，２００億円となる。

② 貸付信託の運用対象に株式を追加する。

③ 実績配当型金銭信託（株式組入れ限度２０％）の創設を早期に実現する。

(2) 政府保有株式の売却の凍結等

日本電信電話株式会社株式について、平成４年度と平成５年度の２年間、売却を凍結する。また、東日本旅客鉄道株式会社株式及び日本たばこ産業株式会社株式については、平成４年度は売却を見送る。

(3) 個人投資家の長期的で安定的な株式投資の促進

① 個人投資家の長期的で安定的な株式保有を促進するため、長期保有に適した株式投資信託の商品開発等を推進する。

② 従業員持株制度の一層の促進を図るため、制度運用を弾力化する。

③ 株式の投資単位の引下げを促進するため、発行企業に対し単位のくくり直しや株式分割を要請するとともに、株式累積投資制度等単位株未満の株式投資が可能となるような方策を速やかに検討する。

④ 本年４月に実施された利益配分ルール等を踏まえつつ、発行企業に対し引き続き配当性向の引上げ等を要請する。

(4) 企業の資金調達環境の整備

① 社債発行限度規制の撤廃、受託制度の見直し等を柱とする社債関連法の改正法案を次期通常国会に提出すべく検討を進める等引き続き社債市場における諸規制、諸慣行の見直し、撤廃を図る。

② 公正で円滑な株式公開の仕組みを確保するため、東京証券取引所、日本証券業協

会における検討状況も踏まえ、株式公開制度の見直しを行う。

③　自己株式の取得及び保有に関する規制の見直しについて、商法をはじめ幅広い観点からの検討を促進する。

(5)　証券会社の適正な投資勧誘の推進

証券市場への円滑な資金供給を図る観点から、日本証券業協会を中心に、法令等についての照会制度の導入等により証券営業に関するガイドラインの充実、周知徹底を図り、証券会社の適正な投資勧誘の円滑な推進を図る。

(6)　金融機関による安易な益出しの抑制等

金融機関に対し、決算対策のための安易な益出しの抑制を要請し、併せて配当性向基準の適用の一時停止等の措置を講ずる。

(7)　先物取引の在り方の検討

現物・先物両市場の健全な発展を図る観点から、先物取引等に関し、市場管理、取引制度、商品性の在り方等について幅広く関係者の意見を聴きつつ検討する。

(8)　証券関連税制の検討

証券関連の税制については、以上の諸措置及び税財政全体の関連を踏まえ、平成5年度税制改正の過程において検討する。

11. 金融政策の機動的運営

内外経済動向及び国際通貨情勢等を注視しつつ、金融政策の適切かつ機動的な運営を図る。